

VI 輸出入申告官署の自由化

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

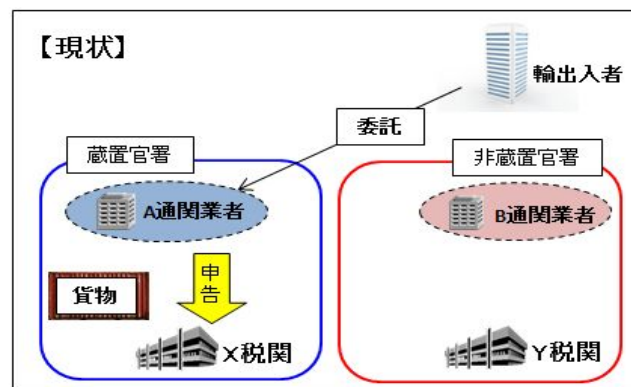


1. 輸出入申告官署の自由化の概要

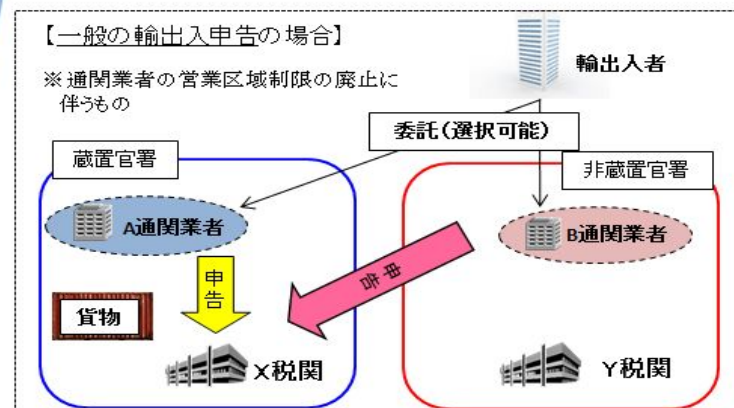
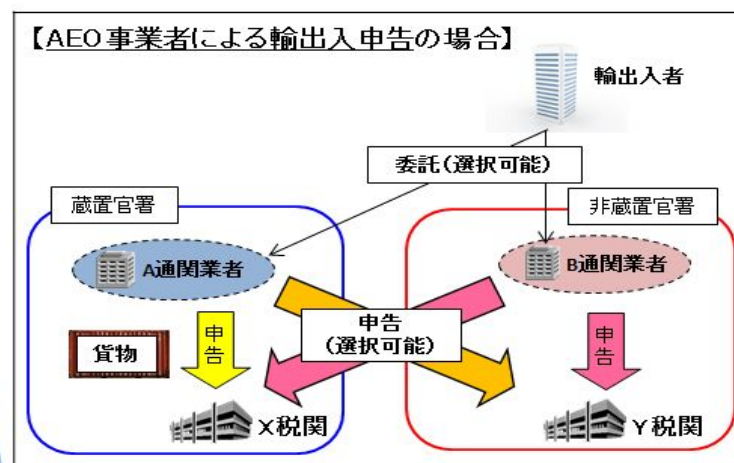
輸出入申告官署の自由化については、

- 適正通関及び業務処理の効率性の確保の観点から蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持する
 - A E O輸出者に係る輸出申告及びA E O輸入者に係る輸入申告並びにA E O通関業者が取り扱う輸出入申告については、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とする
 - 通関業の営業区域制限を廃止する
- ことを基本的方向性とし、平成29年度までの実施に向けて、具体的な検討を行う。

【関税・外国為替等審議会答申（平成26年12月30日）】



自由化



2. システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について

現 行

貨物の蔵置官署と異なる税関官署への輸出入申告は原則不可（ 1 ）。

（例：沖縄地区税関本関（9A）管轄の蔵置場（9AWWW）に蔵置している貨物について東京税関本関（1A）に申告することはできない。）

あて先官署 1A あ
輸 入 者
電 話
蔵置場所米 9AWWW

あて先官署欄に蔵置場所を管轄する税関官署コードと異なるコードを入力

業務実施

エラー

東京税関本関（1A）への申告不可

- 1 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告については、蔵置官署と積込港官署のいずれかに対して可能。また、AEO通関業者に係る申告官署の選択制による例外もあり。

例：輸入申告事項登録（IDA）画面

次 期

AEO事業者に係る輸出入申告（ 2 ）については、非蔵置官署へ申告することができる。

（例：AEO事業者に係る輸出入申告であれば、沖縄地区税関本関（9A）管轄の蔵置場に蔵置している貨物について東京税関本関（1A）に申告できるようにする。）

あて先官署 1A あ
輸 入 者
電 話
蔵置場所米 9AWWW

あて先官署欄に蔵置場所を管轄する税関官署コードと異なるコードを入力。入力しない場合の官署コードの自動補完機能は残す。

業務実施

AEO事業者に係る輸出入申告であるか

YES

正常終了

NO

エラー

東京税関本関（1A）への申告が可能

東京税関本関（1A）への申告不可

例：輸入申告事項登録（IDA）画面

- 2 AEO事業者に係る輸出入申告の条件・・・以下のいずれかに該当すること
輸出の場合 輸出者が特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。
認定通関業者による輸出申告である。
輸入の場合 輸入者が特例輸入者である。
認定通関業者による輸入申告である。

3 . 新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下 3 項目を追加する。

なお、財務省・税関において、5 月下旬以降、輸出入申告官署の自由化に係る全国説明会を行う予定であることから、同説明会の内容等を踏まえ、今後、項目追加の対象となる業務や業務フロー等について、WG にて提示することとする。

項番	入力 / 出力	項目名	概要
1	入力 / 出力	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
2	出力	蔵置税関（仮称）	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門（仮称）	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。